

ツキノワグマの管理及び被害防止対策への支援

近年、人口減少や高齢化の急速な進行等により、中山間地域の自然・社会環境が変化していることに伴い、本県のみならず全国的にツキノワグマの生息域が拡大しています。

また、住宅街や学校等の人の生活圏におけるツキノワグマの出没が相次ぎ、令和7年度に入り、市街地やその周辺において死亡事例5件を含む人身事故が33件34名発生しているなど、県民の命を脅かす状況が現実のものとなっています。

地域住民等の安全を確保するためには、人とツキノワグマとのあつれきを軽減していくことが重要であり、生息環境の整備や個体数管理、被害防除などの総合的な対策をこれまで以上に推し進めることが必要ですが、財源の確保や抑制手法の確立が喫緊の課題となっています。

このため、ツキノワグマの個体数管理や被害防止対策の強化について、国における支援の更なる拡充を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 指定管理鳥獣対策事業交付金による支援の拡充

- (1) 地方自治体による各種対策の強化のため、「指定管理鳥獣対策事業交付金」の補助率を引き上げ、十分な予算を措置するよう要望します。
- (2) 安全性の問題等から緊急銃猟を実施できない場合の円滑な捕獲の実施のための、吹き矢による麻酔捕獲に係る経費を「指定管理鳥獣対策事業交付金」の対象とし、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

2 人の生活圏での円滑な捕獲等の体制強化に対する支援

- (1) クマ類が人の生活圏に出没した際の銃猟を可能とする「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の一部改正が行われたところですが、装薬銃では安全確保が難しい場合の麻酔による捕獲体制の確保のため、麻酔銃の使用が認められる捕獲従事者の要件を緩和するよう要望します。
- (2) 県の行政界をまたぐ各地域個体群の適正な保護・管理を推進するため、

国が組織体制を強化した上で主体となり、定期的なモニタリング調査を実施し、分布状況や個体数を把握するとともに、ツキノワグマの行動がこれまでと大きく変化していることを踏まえて、その要因やツキノワグマの生態について科学的に分析を進めるよう要望します。

- (3) ツキノワグマへの対応に関して、県外などから捕獲従事者や行政の担当部署に過剰な批判が寄せられており、地域の安全確保に重大な支障を及ぼしかねないことから、国においても、地方自治体によるツキノワグマへの対応に関する正しい知識を広く社会に周知徹底するよう要望します。

3 鳥獣被害防止総合対策交付金による支援の拡充

- (1) ツキノワグマの捕獲頭数の増加等に伴い費用負担が増大していることを踏まえ、有害捕獲活動や電気柵設置の上限単価を引き上げるとともに、鳥獣被害対策実施隊以外が実施する、わなの設置や見回り活動等に要する経費の補助率を引き上げるよう要望します。
- (2) また、こうした活動を含む鳥獣被害防止対策の強化に必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (3) 令和7年度の当初配分額は、要望額の8割に満たない状況となっており、市町村等が実施する有害捕獲や被害防除等に係る予算が不足していることから、追加の予算を早期に配分するよう要望します。

4 教育施設等における安全対策への支援

- (1) 学校施設や県民が利用する図書館、博物館などの社会教育施設等において、児童生徒等が安全・安心に学び、活動することができるよう、地方公共団体、学校法人等の設置者が実施するツキノワグマ出没に対する学校生活や登下校の安全確保に向けた取組に対し、必要な財政措置を講じるよう要望します。
- (2) 広大な県土を有する本県において、遠隔地から学校に通う児童生徒等や特別な支援を必要とする児童生徒を含む全ての子どもたちが安心して通学することができるよう、スクールバスの増便などの通学支援について、必要な財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 指定管理鳥獣対策事業交付金による支援の拡充

- (1) 当該交付金の事業費の補助率の引き上げと十分な予算措置

○ 指定管理鳥獣対策交付金については、県及び市町村では、ツキノワグマ被害対策等の

様々な事業を行っており、財政負担が大きくなっている。また、国費について、所要額を要望しているものの、満額の国費の交付には至っていない状況にある。

- 適正な個体数管理はもとより、住民の安全安心の確保に向けた取組を強化するため、捕獲に係る専門人材の確保や養成、デジタル技術を活用したツキノワグマの行動管理（ドローン、GPS、AIカメラ等の活用）や住民への迅速な情報発信（出没情報アプリの作成・維持管理）、侵入防止柵の設置や緩衝帯の整備など、出没時の体制構築や出没防止対策等を強化する必要がある。
- 本県の森林面積は約118万km²と本州一、県と市町村の管理河川の延長は約4,150kmとなるなど、広大な県土を有していることから、出没時の体制構築や出没防止対策の強化に当たり、多額の事業費が要することが見込まれる。このため、対策の実効性を高めるため、これら各種交付金メニューの補助率を引き上げるとともに、十分な予算措置を要望する。
- 指定管理鳥獣交付金のうち出没防止対策事業について、市街地等へのツキノワグマの潜伏・出没時のパトロール活動については、補助率が県1/4以内、市町村1/4以内となっている。このため、補助率の引き上げにより、パトロール活動をより多く実施することができ、住民の安全性を確保できるとともに、捕獲従事者に対しても十分な経費を支払うことが可能となる。

（2） 吹き矢による麻酔捕獲に係る経費の当該交付金対象化

- 人の生活圏におけるツキノワグマの捕獲は、安全性の問題等から緊急銃猟を実施できない場合が多く、特に市街地等に出没したツキノワグマの捕獲をするために、当県では麻酔吹き矢での捕獲が選択されることが多い。しかし、緊急銃猟における麻酔銃猟に係る経費は指定管理鳥獣対策事業交付金の対象であるが、麻酔吹き矢の経費については対象外となっており、財政的負担となっている。

2 市街地等の人の生活圏での円滑な捕獲に向けた体制構築に対する支援

（1） 緊急銃猟において麻酔銃の使用が認められる捕獲従事者の要件の緩和

- 緊急銃猟が実施される際に、安全性の観点から、装薬銃（ライフル銃等）による銃猟でなく、麻酔銃猟が選択される場合がある。しかし、緊急銃猟における麻酔銃猟の要件を満たす者が当県には1名しかおらず、今後の迅速な緊急銃猟対応に支障をきたす可能性があることから、動物園等の飼養動物への使用経験や研修での麻酔銃の射撃訓練の経験等、捕獲経験に相当する経験も認めるよう要件を緩和することで、当県においても麻酔銃猟を実施できる者が一定程度確保することが可能となる。

【緊急銃猟（麻酔銃猟）を実施する者の要件（鳥獣保護管理法施行令第4条第2項）】

第四条 （緊急銃猟を実施する者の要件）

- 2 法第三十四条の二第二項に規定する緊急銃猟（麻酔銃猟であるものに限る。以下この項において単に「緊急銃猟」という。）を実施させる場合における緊急銃猟を実施する者に係る同条第三項の政令で定める要件は、過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする麻酔銃と同種の麻酔銃を使用して、危険鳥獣等の捕獲等をした経験を有する者であることとする。

(2) 国によるモニタリング等の実施

- 本県と秋田県にまたがる北奥羽地域個体群など、野生鳥獣は行政界に関わらず移動することから、都道府県ごとのモニタリング調査や個体数推計、さらに個体数の保護・管理には限界があることから、国が主体となり広域的なモニタリング調査等が必要。
- 本来、ツキノワグマは人を怖がるとされているが、今年度、市街地等に出没するツキノワグマは人家に侵入して農作物を食べるなど、人を恐れていない行動が見られていることから、今後の人身被害防止に向けては、ツキノワグマの新たな生態を把握・分析の上、これを踏まえた被害防止対策が必要。

(3) 国によるツキノワグマへの対応に関する正しい知識の周知徹底

- ツキノワグマへの対応に関して、県外などから過剰な批判が寄せられている。令和7年10月に入り、1日100件超の苦情が県に寄せられており、担当部署においても業務に支障をきたしている状況となっている。

〔参考1〕出没件数・被害の状況等

○ 出没件数

- ・ 令和6年度 of ツキノワグマの出没数は2,883件であった。
- ・ 令和7年度は9月末現在で4,524件であり、過去5年間の同期と比較すると最も多い。

(単位：件)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
各年度同期比（9月末）	2,869	2,395	2,049	3,531	2,573	4,524
年度計	3,316	2,602	2,179	5,877	2,883	—

○ 被害の状況等

- ・ 令和6年度の人身被害は10件・10人であった。
- ・ 令和7年度は10月27日時点（※）で33件・34人となっている。

(単位：件、人)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7※
件 数 (件)	27	14	23	46	10	33
人 数 (人)	29	14	24	49	10	34
うち死亡 (人)	—	—	—	2	1	5
各年度同期比（10月27日時点）(件)	24	14	21	38	9	—
各年度同期比（10月27日時点）(人)	26	14	22	41	9	—

※ 令和7年度は、令和7年10月27日時点

○ 過去5年間の捕獲状況及び捕獲上限数

(単位：頭)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
狩猟	96	63	47	66	57
春季捕獲	19	13	16	12	22
有害捕獲	440	385	356	820	370
指定管理	—	—	—	—	1
合計	555	461	419	898	450
うち放獣	(27)	(8)	(12)	(28)	(1)
うち錯誤捕獲	—	—	(113)	(188)	(155)
捕獲上限数	508	546	626	686	796

3 鳥獣被害防止総合対策交付金による支援の拡充

(1) 有害捕獲活動及び電気柵設置の上限単価等の引上げ

- 令和7年度はツキノワグマの出没が相次ぎ、捕獲頭数も令和6年度に比べ大きく増加する見込みであり、これにより、市町村における捕獲活動経費やわな設置経費等の負担が増大。

また、ツキノワグマによる農作物被害は近年3千万～4千万円程度で推移しているものの、異常出没した令和5年度は被害額が約1億円と大きくなった。令和7年度も令和5年度と同様に被害額が大幅な増加が懸念される状況。

《野生鳥獣による農作物被害額の推移》

(単位：百万円)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①農作物被害額	402	421	408	467	518	413
②うちクマによる被害額	44	48	41	33	100	33
②／①	11%	11%	10%	7%	19%	8%

- 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業のツキノワグマの上限単価について引き上げることが必要。また、幼獣単価についても、成獣に比べ大幅に低い、捕獲に係る労力・費用は成獣と大きな違いはなく、捕獲従事者の負担が発生していることから、単価を引き上げることが必要。

《鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の上限単価》(単位：円/頭)

獣 種	成 獣	幼 獣
クマ	8,000	1,000

《捕獲費用と支援単価》

(単位：円/頭)

①捕獲に要する費用※	②鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(上限単価)	差額(②－①)
62,939	8,000	△54,939

※指定管理鳥獣捕獲等事業(令和7年度)の支払単価。捕獲頭数(計画)200頭にに基づき1頭当たりの捕獲に要する経費を算出。

- 物価高騰への対応やツキノワグマに対応した電圧を高くした電気柵設置のため、設置に係る上限単価の引き上げが必要。

《電気柵設置の上限単価》 (単位：円/m)

種 別	上限単価 (直営施工)
電気柵 (1段当たり)	148

- 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち鳥獣被害防止総合支援事業 (推進事業) で実施できる被害防止活動推進について、鳥獣被害対策実施隊 (以下、「実施隊」という。) 以外が実施する活動については、補助率は1/2となっている。このため、補助率の引き上げにより、わなの設置や見回り等について、狩猟免許を持つ民間事業者等が参画することで、捕獲活動の推進が期待される。

(2) 十分な予算措置

- 鳥獣被害防止総合対策交付金の岩手県への年度当初の交付額は7割程度にとどまっている。

《鳥獣被害防止総合対策交付金等の本県に対する当初予算措置状況》 (単位：千円)

区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
要望額①	227,528	280,495	335,668	304,810	319,252
交付額②	178,604	224,225	255,941	220,683	251,046
配分率②/①	79%	80%	76%	72%	79%

- 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用市町村は増加している。

《本県における鳥獣被害防止総合対策交付金等の活用市町村数》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
市町村数	24	25	25	25	27

(3) 有害捕獲に係る予算の早期追加配分

- 本県への鳥獣被害防止総合対策交付金の当初配分額は、要望額の8割に満たない状況となっており、このうち有害捕獲や被害防除等に充てる推進事業費についても、8割に満たない状況。
- 早期の追加配分が行われない場合、市町村等が実施する有害捕獲や追払い活動の実施時期に間に合わないなどの支障がある。

《鳥獣被害防止総合対策交付金のうち推進事業費の本県に対する予算措置状況》 (単位：千円)

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
要望額のうち推進事業	160,457	185,751	239,953	244,920	257,609
当初配分のうち推進事業	131,935	145,276	170,958	165,243	189,403
充足率	82%	78%	71%	67%	74%
追加配分額 (最終)	18,636	24,652	510	29,896	-
最終充足率	94%	90%	71%	80%	-

《過去の追加配分の交付決定日（市町村推進費分）》

年 度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
交付決定日	令和3年12月21日	令和5年2月16日	令和6年1月19日	令和7年2月6日

4 教育施設等における安全対策への支援

- 本県においては、学校や社会教育施設などがある人の生活圏へのツキノワグマの出没が多数発生しており、学校敷地内にも出没するなど、通学時を含めた日常生活において、児童生徒等も危険な状況に置かれている。
- 各学校等においては、「岩手県教育委員会危機管理マニュアル」や各市町村のマニュアル等に基づき、ツキノワグマ出没時は、下校時の保護者への引き渡し、バス停や学校までの保護者の迎えを依頼、タクシー送迎（市負担）、公用車送迎、学校職員やスクールガード等による見守りなどを行っているが、出没機会の増加・長期化により、保護者による送迎の負担、学校職員・スクールガードの不足や安全確保などが課題となっている。
- 児童生徒や見守りに当たる学校職員等が自ら危険を回避し、被害に遭わないようにするために必要な用具等の購入のほか、防犯カメラや電気柵の設置、緩衝帯づくりのための敷地周辺の樹木伐採や除草など、地方公共団体や学校法人等の設置者がそれぞれの地域や教育施設等の実情に応じた安全確保のための取組を迅速に実施できるよう、国による財政的支援が必要である。
- 広大な県土を有する本県において、遠隔地から通学する児童生徒等や特別な支援を要する児童生徒を含む全ての子どもたちがどの地域に居住していても安心して通学し必要な教育を受けることができるよう、通学支援を行うためのスクールバス・タクシーなどの整備や、ツキノワグマ出没に伴う安全確保のための乗車場所・ルート追加等に伴う経費などについても国による財政的支援が必要である。

【参考2】県立特別支援学校における通学バス運行状況等

- 令和7年度（県立特別支援学校：15本分校）

通学バス運行	校 数	通学バスの運行形態		
		所有バス	業者委託	所有バス＋業者委託
実 施	7校	4校	1校	2校
未実施	8校	-	-	-

- 分教室中学部卒業後における高等部進学に伴う通学距離の変化

学校名	分教室（中学部）	高等部	分教室-本校間距離
花巻清風支援学校	遠野分教室	本校校舎	約 60 km
一関清明支援学校	千厩分教室	本校校舎	約 30 km

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課
農林水産部 農業振興課
教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室、保健体育課、生涯学習文化財課
ふるさと振興部 学事振興課